

電子・物理工学専攻〔博士後期課程〕の修了要件に係る所要科目及び必要単位数等(平成30年度入学者適用)

専攻の教育に必要とする内容				
		科目区分	科目群	単位
必修	基礎的な内容	基礎科目		
		専門基礎科目		
	専門的な内容	専門科目	電子・物理工学専攻共通	「電子・物理工学特別研究ⅢA」 3 「電子・物理工学特別研究ⅢB」 3 「電子・物理工学特別研究ⅣA」 3 「電子・物理工学特別研究ⅣB」 3 「電子・物理工学特別研究ⅤA」 3 「電子・物理工学特別研究ⅤB」 3
自由	その他 基礎的または専門的な内容	科目区分・科目群は問わない。		
合計単位数				18

社会人特別選抜入学者(14条特例適用者)に係る履修上の注意 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。(大学院設置基準第14条)	
早期修了者に係る履修上の注意 (早期修了プログラム含む) 在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。(大学院設置基準第16条ただし書きの適用)	・優れた研究業績を上げたと認められた者は、所定の手続きにより認定を受けることによって、在学期間が3年未満でも修了することができる。 1年次修了の場合は、「電子・物理工学特別研究ⅣA」及び「電子・物理工学特別研究ⅣB」(2年次対象)、「電子・物理工学特別研究ⅤA」及び「電子・物理工学特別研究ⅤB」(3年次対象)の履修を早期に認める。 2年次修了の場合には、「電子・物理工学特別研究ⅤA」及び「電子・物理工学特別研究ⅤB」(3年次対象)の履修を早期に認める。

修了要件 博士後期課程及び3年制博士課程の修了要件は、大学院学則第43条第1項及び第2項に定めるところによるものとし、本研究科が専攻ごとに定めた所要科目を必要な単位数以上修得しなければならない。(数理工学専攻の教育に係る基本的な細則第11条抜粋)	・本専攻の定める基準に基づき所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること
--	--

(注)

1. 本表に掲げる単位数は、修了に必要な最小の数値を示す。
2. 原則として、同一授業科目名の単位を重複して修得することはできない。

(特記事項)

1. 平成24年度以前入学者については、当該入学年度の大学院便覧の修了要件における「電子・物理工学特別研究Ⅲ」「電子・物理工学特別研究Ⅳ」「電子・物理工学特別研究Ⅴ」を、それぞれ「電子・物理工学特別研究ⅢA及び電子・物理工学特別研究ⅢB」「電子・物理工学特別研究ⅣA及び電子・物理工学特別研究ⅣB」「電子・物理工学特別研究ⅤA及び電子・物理工学特別研究ⅤB」に読み替えるものとする。